

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月六日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第六十八号

東京都北区立公園条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区立公園条例施行規則（昭和三十三年四月東京都北区規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条の二第二項中「入場」の下に「又は出場」を加える。

別表第一東京都北区立中央公園駐車場の項及び東京都北区立飛鳥山公園駐車場の項を次のように改める。

東京都北区立中央公園駐車場	
東京都北区立飛鳥山公園駐車場	

別表第一の二中「午前八時三十分から午後六時三十分まで」を「午前零時から午後十二時まで」に改める。

別表第四中

一台三十分間	
大型車両	六〇〇円
その他の車種	一五〇円

を

一台三十分間	大型車両	六〇〇円
午前午後 一台三十分間	その他の車種	一五〇円
夜間 一台三十分間	その他の車種	一五〇円

に改め、同表備考に次のよう

に加える。

3 東京都北区立飛鳥山公園駐車場のその他の車種については、夜間に連続して駐車する場合における夜間に係る使用料の上限額を四百五十円とする。

4 東京都北区立飛鳥山公園駐車場にその他の車種を午前午後から夜間に連続して駐車する場合において、午前午後に係る一台当たりの単位時間が午後六時三十分の時点で終了しないときは、当該単位時間が終了するまでは、午前午後には、午後三十分の時点で終了しないときは、当該単位時間が終了するまでは、夜間に駐車したもののみならず。

5 東京都北区立飛鳥山公園駐車場にその他の車種を夜間から午前午後には、連続して駐車する場合において、夜間に係る一台当たりの単位時間が午前八時三十分の時点で終了しないときは、当該単位時間が終了するまでは、夜間に駐車したもののみならず。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区立公園条例施行規則別表第四の規定は、この規則の施行の日以後の利用に係る使用料（指定管理者に管理を行わせる場合は、利用料金とする。以下同じ。）について適用し、同日前の利用に係る使用料については、なお従前の例による。

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を公布する。

令和八年七月十四日

東京都北区長
山田加奈子

東京都北区規則第六十九号

東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則
東京都北区立体育施設条例の一部を改正する条例（令和七年十月東京都北区条例
第四十一号）の施行期日は、令和九年九月一日とする。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月十五日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十号

東京都北区介護保険条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区介護保険条例施行規則（平成十二年三月東京都北区規則第二十六号）の一部を次のように改正する。

別記第二十四号様式中「80.9万円」を「82.65万円」に改める。

別記第二十六号様式(表)を次のように改める。

(表面)

– 2 –

別記第五十四号様式中「80.9万円」を「82.65万円」に改める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の東京都北区介護保険条例施行規則別記第二十四号様式、第二十六号様式及び第五十四号様式の規定は、令和八年八月一日以後に介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十一条の三に規定する特定入所者介護サービス費及び同法第六十一条の三に規定する特定入所者介護予防サービス費並びに介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）第十三条第五項に規定する特定入所者介護サービス費の支給を受けるに際して、介護保険負担限度額又は介護保険特定負担限度額の認定を受けようとする者について適用する。

3 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都北区介護保険条例施行規則の規定により調製した用紙で現に残存するものについては、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月十七日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十一号

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報情報の提供に関する条例施行規則（平成二十七年十二月東京都北区規則第八十三号）の一部を次のように改正する。

第四条の十一の次に次の一条を加える。

第四条の十二 条例別表第一の十四の項の東京都北区規則で定める事務は、住登外者宛名番号管理機能（区で管理する住登外者（区の住民基本台帳に記録されていない者であつて、区民とは別に管理しておく必要があるものをいう。以下同じ。）を一意に特定するための住登外者宛名番号等を付番し、及び管理する機能をいう。以下同じ。）による住登外者の情報に対する住登外者宛名番号等の付番及び管理に関する事務とする。

第五条第一号に次のように加える。

へ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名番号管理機能による住登外者の情報の管理に関する情報（以下「住登外者宛名情報」という。）
第五条第二号及び第三号に次のように加える。

へ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報
第五条第四号ハからホまでの規定中「申請」を「届出」に改め、同号に次のように加える。

へ 当該届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報
第六条第一号ホ中「医療保険給付関係情報」を「国民健康保険法（昭和三十三年法律第九十二号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）」に改め、同号に次のように加える。

ト 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報
第六条第二号に次のように加える。

ト 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報
第六条第三号ハからヘまでの規定中「申請」を「届出」に改め、同号に次のように加える。

ト 当該届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報
第七条第一号及び第二号に次のように加える。

ニ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報
第七条第三号に次のように加える。

ニ 当該届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第九条第一号及び第二号に次のように加える。

ニ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第九条第三号イからハまでの規定中「申請」を「届出」に改め、同号に次のように加える。

ニ 当該届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第九条第四号に次のように加える。

ニ 当該届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第九条第五号に次のように加える。

ニ 当該申請又は届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十条第一号、第二号及び第三号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十一条の三第一号に次のように加える。

ニ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害

児及び当該障害児と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第十一条の三第二号及び第三号に次のように加える。

ホ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害

児及び当該障害児と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第十一条の三第四号に次のように加える。

ホ 当該申請に係る対象者及び当該対象者の配偶者に係る住登外者宛名情報

第十一条の三第五号に次のように加える。

ハ 当該届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十一条の三第六号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者及び当該対象者の扶養義務者に係る住登外者宛名情報

第十一条の三第七号に次のように加える。

ニ 当該申請に係る障害者及び当該障害者の配偶者又は当該申請に係る障害児及び当該障害児と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第十一条の三第八号に次のように加える。

ハ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十一条の四第一号に次のように加える。

ト 当該申請に係る障害者又は当該障害者を扶養する者（当該障害者が二十歳未満である場合に限る。）に係る住登外者宛名情報

第十一条の四第二号に次のように加える。

ト 当該届出に係る受給者又は当該受給者を扶養する者（当該受給者が二十歳未満である場合に限る。）に係る住登外者宛名情報

第十一条の四第三号に次のように加える。

ハ 当該調査に係る受給者及び当該受給者と同居の親族に係る住登外者宛名情報

第十一条の四第四号中「当該請求に係る受給者に係る住民票関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該請求に係る受給者に係る住民票関係情報

ロ 当該請求に係る受給者に係る住登外者宛名情報

第十一条の五第一号中「当該請求に係る法第二条第三項に規定する特別障害者（次号において「特別障害者」という。）に係る介護保険給付等関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該請求に係る法第二条第三項に規定する特別障害者（以下この条において「特別障害者」という。）に係る介護保険給付等関係情報

ロ 当該請求に係る特別障害者に係る住登外者宛名情報

第十一条の五第二号中「当該届出に係る特別障害者に係る介護保険給付等関係情報」を「次に掲げる情報」に改め、同号に次のように加える。

イ 当該届出に係る特別障害者に係る介護保険給付等関係情報

ロ 当該届出に係る特別障害者に係る住登外者宛名情報

第十一条の六に次の一号を加える。

四 当該申請に係る対象児童及び当該対象児童と同一の世帯に属する者に係る住

登外者宛名情報

第十一条の七に次の一号を加える。

四 当該申請に係る対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者に係る住登外者宛名情報

第十一条の八第一号に次のように加える。

二 当該申請に係る対象者又は当該対象者を扶養する者（当該対象者が二十歳未満である場合に限る。）に係る住登外者宛名情報

第十一条の八第二号に次のように加える。

二 当該届出に係る対象者又は当該対象者を扶養する者（当該対象者が二十歳未満である場合に限る。）に係る住登外者宛名情報

第十一条の九に次の一号を加える。

四 当該申請に係る対象者又は当該対象者を扶養する者（当該対象者が二十歳未満である場合に限る。）に係る住登外者宛名情報

第十一条の十第一号に次のように加える。

ホ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十一条の十第二号に次のように加える。

ホ 当該届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十一条の十一第一号ヨ中「児童扶養手当関係情報」を「児童扶養手当法（昭和三十六年法律第二百三十八号）第四条第一項の規定による児童扶養手当の支給に関する情報（以下「児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同号タ中「児童手当及び子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第四十七号）附則第十三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされた同法第十二条の規定による改正前の児童手当法附則第二条第一項の給付の支給に関する情報（以下「児童手当関係情報」という。）」に改め、同号レ中「特別児童扶養手当関係情報」を「特別児童扶養手当等の支給に関する法律第三条第一項の規定による特別児童扶養手当の支給に関する情報（以下「特別児童扶養手当関係情報」という。）」に改め、同号に次のように加える。

ツ 生活に困窮する外国人に係る住登外者宛名情報

第十一条の十一第二号、第三号、第四号、第五号及び第六号に次のように加える。

ツ 生活に困窮する外国人に係る住登外者宛名情報

第十一条の十二第一号、第二号及び第三号に次のように加える。

チ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十一条の十二の次に次の一条を加える。

第十一条の十三条 条例別表第二の二十の項の東京都北区規則で定める事務は、住登

外者宛名番号管理機能による住登外者の情報に対する住登外者宛名番号等の付番及び管理に関する事務とし、同項の東京都北区規則で定める情報は、次に掲げる情報とする。

一 当該住登外者に係る地方税関係情報

二 当該住登外者に係る生活保護関係情報

三 当該住登外者に係る医療保険給付関係情報

四 当該住登外者に係る児童福祉法による障害児通所支援に関する情報

五 当該住登外者に係る障害者自立支援給付関係情報

六 当該住登外者に係る児童扶養手当関係情報

七 当該住登外者に係る児童手当関係情報

八 当該住登外者に係る特別児童扶養手当関係情報

九 当該住登外者に係る介護保険給付等関係情報

十 当該住登外者に係る第五条各号に掲げる事務による児童育成手当の支給に関する情報

十一 当該住登外者に係る第六条各号に掲げる事務による医療費の助成に関する情報

十二 当該住登外者に係る第七条各号に掲げる事務による医療費の助成に関する情報

- 十三 当該住登外者に係る第九条各号に掲げる事務による重度心身障害者手当の支給に関する情報
- 十四 当該住登外者に係る第十条各号に掲げる事務による精神通院医療費の助成に関する情報
- 十五 当該住登外者に係る第十一条の三各号に掲げる事務による地域生活支援事業の実施に関する情報
- 十六 当該住登外者に係る第十一条の四各号に掲げる事務による心身障害者福祉手当の支給に関する情報
- 十七 当該住登外者に係る第十一条の五各号に掲げる事務による障害児福祉手当又は特別障害者手当等に関する情報
- 十八 当該住登外者に係る第十一条の六に規定する事務による補聴器購入費用に係る助成金の交付に関する情報
- 十九 当該住登外者に係る第十一条の七に規定する事務による日常生活用具の給付に関する情報
- 二十 当該住登外者に係る第十一条の八各号に掲げる事務による自動車燃料費の助成に関する情報
- 二十一 当該住登外者に係る第十一条の九に規定する事務による福祉タクシー料金の助成に関する情報

二十二 当該住登外者に係る第十一条の十各号に掲げる事務による緊急通報システム等の利用に関する情報

二十三 当該住登外者に係る第十一条の十一各号に掲げる事務による外国人の保護に関する情報

二十四 当該住登外者に係る第十一条の十二各号に掲げる事務による医療費の助成に関する情報

第十二条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（特定個人情報の提供を受ける事務）」を付す。

第十二条の次に次の一条を加える。

第十二条の二 条例別表第三の二の項の東京都北区規則で定める事務は、住登外者宛電話番号管理機能による住登外者の情報に対する住登外者宛電話番号等の付番及び管理に関する事務とする。

第十三条中「別表第三の二の項」を「別表第三の三の項」に改め、同条第一号に次のように加える。

ホ 当該認定に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十三条第二号に次のように加える。

ホ 当該支給に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十四条中「別表第三の三の項」を「別表第三の四の項」に改め、同条第一号に

次のように加える。

へ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十四条第二号に次のように加える。

へ 当該届出に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十四条第三号に次のように加える。

へ 当該審査に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十四条第四号に次のように加える。

へ 当該申請に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十四条第五号に次のように加える。

へ 当該審査に係る対象者に係る住登外者宛名情報

第十四条の次に次の一条を加える。

第十五条 条例別表第三の五の項の東京都北区規則で定める情報は、当該住登外者

に係る住登外者宛名情報とする。

付 則

この規則は、令和八年七月二十一日から施行する。

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十二号

職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則
職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則（平成十年三月東京都北区規則第九号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一条を加える。

（令和八年度における夏季休暇の特例）

第八条 令和八年九月三十日までの間に任用された職員に対する令和八年度における第二十四条の二第一項の規定の適用については、同項中「いう。」とあるのは、「いう。」及び十月一日から同月三十一日までの期間」とする。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十三号

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則（令和二年三月東京都北区規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

付則に次の一項を加える。

（令和八年度における夏季休暇の特例）

6 令和八年四月一日から同年九月三十日までの間に任用された会計年度任用職員に対する令和八年度における第二十五条第一項の規定の適用については、同項中「同じ。」とあるのは、「同じ。」及び十月一日から同月三十一日までの期間」とする。

付則

この規則は、公布の日から施行する。

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月三十日

東京都北区長

山田加奈子

東京都北区規則第七十四号

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則（昭和四十九年九月東京都北区規則第二十三号）の一部を次のように改正する。

第五条中「三百六十六万千円」を「三百七十五万八千円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、令和八年八月一日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区心身障害者福祉手当条例施行規則第五条の規定は、令和八年八月以後の月分の心身障害者福祉手当の支給について適用し、同年七月以前の月分の心身障害者福祉手当の支給については、なお従前の例による。

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

令和八年七月三十一日

東京都北区長 山田加奈子

東京都北区規則第七十五号

東京都北区児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則

東京都北区児童育成手当条例施行規則（昭和四十六年十月東京都北区規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第三条中「三百六十六万千円」を「三百七十五万八千円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の東京都北区児童育成手当条例施行規則第三条の規定は、令和八年六月以後の月分の児童育成手当の支給について適用し、同月前の月分の児童育成手当の支給については、なお従前の例による。